

京都市交響楽団規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第159号

京都市交響楽団規則の一部を改正する規則

京都市交響楽団規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

交響楽団に次の職員を置く。

楽団長

副学団長

事務長

音楽主幹

演奏長 若干人

総務係長

楽員 若干人

その他の職員 若干人

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)